

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月28日

【会社名】 株式会社山口フィナンシャルグループ

【英訳名】 Yamaguchi Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 福田 浩一

【本店の所在の場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

【電話番号】 下関(083)223局5511番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 久保 哲秀

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口フィナンシャルグループ

【電話番号】 下関(083)223局5511番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 久保 哲秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年12月28日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ワイエム保証（以下、ワイエム保証という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1)本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ワイエム保証
本店の所在地	山口県下関市田中町6番1号
代表者の氏名	渡辺 健
資本金の額	62百万円
純資産の額	2,527百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	5,381百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	信用保証業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	650	719	772
営業利益	431	582	576
経常利益	456	583	576
当期純利益	290	354	347

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年12月28日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（％）
株式会社山口フィナンシャルグループ	50.00
ワイエムリース株式会社	35.50
株式会社山口保険サービス	14.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、ワイエム保証の普通株式1,300株（発行済普通株式総数の50.00％）を保有しております。（平成27年12月28日現在）
人的関係	ワイエム保証の代表取締役1名を含む取締役3名のうち、代表取締役は当社の子会社株式会社山口銀行の元役員であり、1名は当社の子会社株式会社山口銀行の元従業員であり、1名は当社の従業員であります。 また、当社の取締役1名が、ワイエム保証の監査役に就任しております。
取引関係	該当事項はありません。

### (2)本株式交換の目的

本株式交換により、当社によるグループの内部統制機能を強化します。

(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ワイエム保証を株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会の承認を得ることなく行います。ワイエム保証については、平成28年1月22日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得た上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

ア．株式割当比率

ワイエム保証普通株式1株に対して、当社普通株式1,237株を割当て交付します。ただし、当社が保有するワイエム保証普通株式1,300株については、本株式交換による割当ては行いません。

イ．本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、効力発生日前日最終の株主名簿に記載されたワイエム保証の株主（ただし、当社を除きます。）に対して、当社の普通株式1,608,100株（予定）を割当て交付する予定ですが、交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式（平成27年9月30日現在：20,592,372株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

ウ．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)：会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(1,000株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

株式交換契約の内容

当社がワイエム保証との間で平成27年12月28日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社山口フィナンシャルグループ（以下、甲という。）及び株式会社ワイエム保証（以下、乙という。）は、次のとおり株式交換契約（以下、本契約という。）を締結する。

（株式交換の方法等）

第1条 本契約の定めに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換という。）を行うものとし、甲は、本株式交換により、第4条に定める効力発生日（以下、効力発生日という。）をもって、乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得するものとする。

2 株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号 株式会社山口フィナンシャルグループ

住所 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

(2) 株式交換完全子会社

商号 株式会社ワイエム保証

住所 山口県下関市田中町6番1号

( 交付する株式等 )

第2条 甲は、本株式交換に際して、効力発生日前日最終（以下、本株式交換基準時という。）の乙の株主名簿に記載された乙の普通株式を保有する株主（ただし、甲を除く。以下、本割当対象株主という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代えて、当該普通株式1株につき甲の普通株式1,237株の割合をもって割り当てる。当該割り当てにより交付する甲の普通株式の総数1,608,100株は、すべて甲が保有する自己株式を割り当て交付するものとする。

( 甲の資本金及び資本準備金 )

第3条 本株式交換により甲の資本金及び資本準備金は変動しない。

( 効力発生日 )

第4条 本株式交換の効力発生日は平成28年2月1日とする。

ただし、本株式交換手続の進行等に応じ必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

( 株式交換承認総会 )

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に係る会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行うものとする。

ただし、会社法第796条第3項に基づき株主総会での承認が必要となった場合には、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2 乙は、平成28年1月22日に株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

ただし、本株式交換手続の進行等に応じ必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、乙の株主総会の開催日を変更することができる。

( 会社財産の善管注意義務 )

第6条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ事業を遂行し、かつ、一切の財産の管理・運営を行うものとし、また、その資産、負債及び権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを実行するものとする。

( 本契約の変更、解除 )

第7条 本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本契約に従った本株式交換の実行の支障となりうる重大な事象が発生若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

( 本契約の効力 )

第8条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、効力発生日の前日までに、第5条に定める株式交換承認総会（ただし、甲については第5条第1項ただし書により甲の株主総会での承認が必要となった場合に限る。）が得られない場合、若しくは法令上本株式交換に関して要求される関係官庁の許認可等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

( 本契約規定外の事項 )

第9条 本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が誠実に協議し合意のうえ、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年12月28日

甲 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口フィナンシャルグループ  
代表取締役社長 福田 浩一

乙 山口県下関市田中町6番1号  
株式会社ワイエム保証  
代表取締役 渡辺 健

#### (4)本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 割当ての内容の根拠及び理由

上記2(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、株式会社大和総研(以下、大和総研という。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定のうえ、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

##### 算定機関との関係

大和総研は、両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### 算定の概要

大和総研は、当社の普通株式については、当社の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。

非上場会社であるワイエム保証の普通株式については、将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づく配当割引モデル(以下、DDM法という。)による算定を行いました。当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

山口フィナンシャルグループ株式の算定方法	ワイエム保証株式の算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	DDM法	1,070~1,450

なお、市場株価法については、平成27年12月25日を算定基準日として、算定基準日の株価、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値平均値を採用いたしました。

大和総研は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和総研の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和総研が算定の基礎として用いたワイエム保証の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

##### 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所に上場しており、本株式交換において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(5)本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社山口フィナンシャルグループ
本店の所在地	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
代表者の氏名	取締役社長 福田 浩一
資本金の額	50,000百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	銀行子会社等の経営管理